



すぐに契約しないで!!

災害後の住宅修理トラブルに注意



◆大雨などの災害発生時にはそれに便乗した悪質商法が発生する傾向にあります。災害発生地域だけが狙われるとは限らず、トラブルの内容も、住宅の修理工事や保険金を口実にした勧誘、義援金詐欺などさまざま報告されています。

出典：消費者庁イラスト集より

【トラブルの一例】

- ①台風で傷んだ屋根を見て「今すぐに修理しないと大変なことになる」と不安をあおられ、高額な屋根の修理工事を契約した。
- ②「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。
- ③雨どいの修理のため、保険金の申請をサポートしてくれる業者と契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることになっていた。



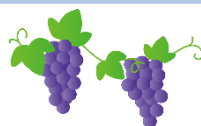
火災保険・地震保険など、「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けたら要注意！



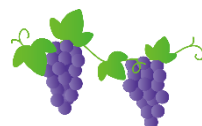
消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

- まずはご自身で損害保険会社・代理店へ連絡をしましょう。
保険金の請求は、ご自身で簡便に行うことができます。
- 修理を依頼する時は、契約内容をしっかり確認するようにしましょう。
キャンセルした時に、違約金や保険申請サポート料などの名目で、高額な請求を受ける場合があります。

不安に思ったりトラブルになったら、**消費者ホットライン「188」**へ
住宅に関する相談は、**住まいのダイヤル「0570-016-100」**へ



9月・10月の消費生活法律相談日



事業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	9月7日(水) 10月5日(水)	14:30~16:30	023-624-0999

委嘱状交付式・研修会を開催しました

7月28日(木)に山形県消費生活サポーターの委嘱状交付式を行いました。今年度より団体での応募が可能になり、新たに1団体を含む10名の方がサポーターとして委嘱されました。交付式終了後に行われた研修会では、サポーター代表として吉田和子さん(上市市)からサポーターとしての活動内容について発表していただきました。



「くらしとおかね講演会」開催のお知らせ

参加無料

◆◆お笑いコンビのパックンマックンによる楽しい講演会に参加してみませんか◆◆

日時：10月22日(土)

場所：山形テルサ(山形市双葉町1-2-3)

第1部 13:30~14:50 パックンマックン

~身近なお金と経済のこと~

第2部 15:00~16:30 林 正夫 氏

~人生100年時代に備える資産運用~

※新型コロナ感染拡大などで中止または内容の変更となる場合があります。

お申込み先・お問合せ先

日本FP協会東北ブロック事務所

0120-874-251

平日：10時~17時

【事前申込制】

締切 10/17



ケロちゃんの

「エシカルミニ講座」



エシカル消費とは、「人と地球にやさしい消費」のことだケロ! できることから始めよう!
県ホームページ「エシカル消費のへや」も見てケロ!



☆買ったものを使う・処分するとき

- 世界では、人口の増加や気候変動の影響で、資源の枯渇が心配されています。使用後もシェアやリサイクルなどをして、資源を大切に長く使いましょう。



処分するときのヒント

- 買取店、バザー・フリーマーケットを活用する
- 古着の回収サービスを利用する
- リメイクを楽しむ
- 寄付する
- 資源回収に出す など。

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》 月曜~金曜 午前9時~午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で

検索 🔍



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。